

議案第66号

知事及び副知事の給料の特例に関する条例制定の件

知事及び副知事の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

令和4年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

知事及び副知事の給料の特例に関する条例

(知事の給料の額の特例)

第1条 知事の令和4年9月1日から同月30日までの間における給料の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号。以下「知事等給与条例」という。）第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(副知事の給料の額の特例)

第2条 副知事の令和4年9月1日から同月30日までの間における給料の額は、知事等給与条例第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。
- 2 この条例は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

(提案理由)

知事及び副知事の給料の額の特例を設けるため、この条例を制定しようとするものである。